

別表26 再生ガラス発泡材

項目	評価基準内容
① 評価対象資材	廃ガラスを原料としたガラス発泡材を対象とする。
② 品質・性能	a. 工業化された製品であること。 b. それぞれの使用場所に応じた機能等が確保されていること。なお、用途別品質・性能は、別表26-1によること。
③ 再生資源の含有率	廃ガラスを、製品の重量比で、90%以上含有していること。
④ 環境に対する安全性	a. 原料および再生資源の原料として、特別管理（一般・産業）廃棄物を使用していないこと。 b. 原則として製品が、土壌汚染対策法施行規則第31条第1項及び第2項に定める溶出量及び含有量における環境基準のうち、カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素における基準に適合していること。ただし、これら以外の懸念される物質の溶出、含有がある場合には、懸念される物質の基準に適合していること。
⑤ 品質管理	a. 品質性能に関する基準への適合状況の確認検査が適正になされていること。 b. 環境安全性に関する確認検査が適正になされていること。
⑥ 環境負荷	a. 再生資源を含有しない製品を使用した場合と比較したときの環境負荷低減への寄与の度合いについて、報告すること。 b. 製品の使用等により環境負荷の増大が懸念される別表26-2に定める項目について、製造者・販売者の状況を報告すること。

別表26-1 用途別品質・性能基準

用途	品質・性能																																																
造園・緑化材料	<p>「JIS Z 7313:2019 ガラス発泡リサイクル資材」の基準に適合していること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">項目</th> <th colspan="4">2種(主に造園・緑化材料として使用するガラス発泡材)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">粒度</td> <td>試験の最大粒径(mm)</td> <td>26.5</td> <td>19</td> <td>9.5</td> <td>0.075</td> </tr> <tr> <td>通過質量分率(%)</td> <td>100</td> <td>30~100</td> <td>0.5~50</td> <td>0~1</td> </tr> <tr> <td colspan="2">絶乾密度</td> <td colspan="4">0.25Mg/m³~0.50Mg/m³</td> </tr> <tr> <td colspan="2">吸水率</td> <td colspan="4">20%以上</td> </tr> <tr> <td colspan="2">せん断抵抗角</td> <td colspan="4">-</td> </tr> <tr> <td colspan="2">スレーキング指数</td> <td colspan="4">0又は1</td> </tr> </tbody> </table>	項目		2種(主に造園・緑化材料として使用するガラス発泡材)				粒度	試験の最大粒径(mm)	26.5	19	9.5	0.075	通過質量分率(%)	100	30~100	0.5~50	0~1	絶乾密度		0.25Mg/m ³ ~0.50Mg/m ³				吸水率		20%以上				せん断抵抗角		-				スレーキング指数		0又は1										
項目		2種(主に造園・緑化材料として使用するガラス発泡材)																																															
粒度	試験の最大粒径(mm)	26.5	19	9.5	0.075																																												
	通過質量分率(%)	100	30~100	0.5~50	0~1																																												
絶乾密度		0.25Mg/m ³ ~0.50Mg/m ³																																															
吸水率		20%以上																																															
せん断抵抗角		-																																															
スレーキング指数		0又は1																																															
地盤材料 (支持力不足の地盤上に構築される公園、緑地、運動場等の盛土材、また、周辺が拘束され、かつ交通荷重の作用しない擁壁背面の裏込め材、ボックスカルバートの埋戻し材等)	<p>「JIS Z 7313:2019 ガラス発泡リサイクル資材」の基準に適合していること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">項目</th> <th colspan="5">1種(主に地盤材料として使用するガラス発泡材)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">粒度</td> <td>試験の最大粒径(mm)</td> <td>75</td> <td>53</td> <td>26.5</td> <td>9.5</td> <td>0.075</td> </tr> <tr> <td>通過質量分率(%)</td> <td>100</td> <td>75~100</td> <td>5~40</td> <td>0~10</td> <td>0~2</td> </tr> <tr> <td colspan="2">絶乾密度</td> <td colspan="5">0.35Mg/m³~0.50Mg/m³</td> </tr> <tr> <td colspan="2">吸水率</td> <td colspan="5">20%未満</td> </tr> <tr> <td colspan="2">せん断抵抗角</td> <td colspan="5">30°以上</td> </tr> <tr> <td colspan="2">スレーキング指数</td> <td colspan="5">0又は1</td> </tr> </tbody> </table>	項目		1種(主に地盤材料として使用するガラス発泡材)					粒度	試験の最大粒径(mm)	75	53	26.5	9.5	0.075	通過質量分率(%)	100	75~100	5~40	0~10	0~2	絶乾密度		0.35Mg/m ³ ~0.50Mg/m ³					吸水率		20%未満					せん断抵抗角		30°以上					スレーキング指数		0又は1				
項目		1種(主に地盤材料として使用するガラス発泡材)																																															
粒度	試験の最大粒径(mm)	75	53	26.5	9.5	0.075																																											
	通過質量分率(%)	100	75~100	5~40	0~10	0~2																																											
絶乾密度		0.35Mg/m ³ ~0.50Mg/m ³																																															
吸水率		20%未満																																															
せん断抵抗角		30°以上																																															
スレーキング指数		0又は1																																															
水質浄化材	<p>下記のいずれかに該当していること。</p> <p>① 一般財団法人土木研究センターなどの建設技術審査証明を受けている</p> <p>② NETISに登録されており、評価情報等により有効性が確認できる</p> <p>③ 試験施工等による有効性が指定試験所により確認されている</p>																																																

別表26-2 報告を求める環境負荷増大が懸念される項目

環境負荷の増大が懸念される項目	<p>ア. 製造段階で新材からの製造に比べ、エネルギー消費量の増大、地球温暖化物質の増加、大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭、有害物質の排出など環境負荷が増大しないか。</p> <p>イ. 新材に比べ運搬距離が著しく長くなり、エネルギー、地球温暖化物質などによる環境負荷が増大しないか。</p> <p>ウ. 施工時及び使用時に有害物質が溶出したり粉塵などとして排出される可能性はないか。</p> <p>エ. 廃棄時に新材からの製品に比べ処理困難物とならないか。埋め立てなどにより生態系の破壊を引き起こさないか。</p> <p>オ. 再リサイクルは可能か。再リサイクルへの取り組みは実施しているか。</p> <p>カ. 再リサイクルの段階において著しく環境負荷が増大しないか。</p>
-----------------	---